

行政文書の廃棄に関する意見聴取について

1 今回意見を求める廃棄対象行政文書ファイルについて

令和 6 年度実施の有識者による書類審査分

令和 5 年度末までに保存期間が満了した行政文書ファイルのうち、保存期間満了時の措置が「廃棄」となっている行政文書ファイル

【廃棄対象行政文書ファイル数】

① 廃棄対象ファイル数	59,430 冊
② ①のうち、有識者が廃棄相当としたファイル数	55,496 冊
③ ①のうち、有識者が今後現物確認を実施するファイル数	3,934 冊

【文書管理者・システム登録状況
ごとの内訳】

知事部局

・システム登録分 36,458 冊

・システム外分 8,608 冊

各種委員会等

・システム登録分 5,284 冊

・システム外分 9,080 冊

2 これまで行った手続

(1) 県民からの意見聴取（県政パブリックコメント手続）

令和 5 年度末に保存期間が満了した行政文書ファイルのうち、保存期間満了時の措置が「廃棄」となっている行政文書ファイルについて実施

- | | |
|---------------|--------------------------------------|
| ア 意見聴取期間 | 令和 6 年 10 月 21 日（月）から 11 月 19 日（火）まで |
| イ 意見聴取の方法 | 廃棄対象行政文書ファイルを県のホームページに掲載した |
| ウ 県民から提出された意見 | 0 件 |

(2) 有識者による書類審査及び意見聴取

- | | |
|----------------|-----------------------------------|
| ア 意見の聴取先 | 九州大学 三輪教授（九州大学附属図書館付設記録資料館） |
| イ 書類審査及び意見聴取 | 令和 6 年 8 月 9 日（金）から 11 月 3 日（日）まで |
| ウ 有識者から提出された意見 | 別添「令和 6 年度廃棄行政文書ファイル一覧」のとおり。 |

資料 1 - 2 ~ 1 - 5